

日野市まちづくり条例
【市民まちづくり会議の意見に対する検討】
市民まちづくり会議資料

都市計画課
2020年12月4日

（１）前回の振り返り……………P3

（２）前回の宿題と回答……………P4

（３）意見を踏まえた変更点……………P5～6

（４）その他（共創について）…P7

（５）今後のスケジュール……………P8

(1) これまでのまちづくり条例運用による指導経験や課題を踏まえた見直し

(ア) 関係条例との手続き上の連携強化

【背景】 基礎杭工事による湧水白濁問題

⇒ (改善案) 開発事業の初期段階での庁内連携や手続きの強化

⇒ 運用の見直し

(イ) 新たな交通増加による影響（騒音、振動等）に関する説明会の義務化

【背景】 大型物流施設の騒音振動問題

⇒ (改善案) 交通管理者や道路管理者と協議し、説明すべき対象範囲を決める

⇒ 条例に明記

(ウ) 調整会開催における事務手続き上の手続き期限設定

【背景】 行政手続きの標準処理期間を定めるため

⇒ (改善案) 調整会開催までの期限を設ける。

⇒ 条例に明記

(2) その他（関連法規の改正や新たな法規制の追加等による見直し）

(ア) 都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する都の審査基準改定に伴う改正

① 市街化調整区域の面積要件 500㎡以上 ⇒ すべて

② 連担の期間 3年 ⇒ 1年

(1) これまでのまちづくり条例運用による指導経験や課題を踏まえた見直し

(ア) 関係条例との手続き上の連携強化に関する意見

質問①：事業進捗カルテのフォーマットを確認したい（山口委員）

回答 →事前相談カード（案）（緑と清流課用）・・・別紙 1 参照
各課事前協議書（案）（緑と清流課用）・・・別紙 2 参照



(1) これまでのまちづくり条例運用による指導経験や課題を踏まえた見直し

(ア) 関係条例との手続き上の連携強化に関する意見

(イ) 新たな交通増加による影響（騒音、振動等）に関する説明会の義務化

意見①－１：関係課の調整方法や運用体制について、各課にばらまけばいいというわけではない。課を超えて部課長での調整会議などの「会議体」を設けて調整したほうが良いのでは。（小泉委員）

意見①－２：事業者が各課と調整した結果、食い違いが生じるかもしれないので、各課調整とはいっても都市計画課が主体的に進めたほうがよい。（西浦委員）

変更点 ⇒ 施行規則に**会議体を設置、開催する条文を追加する。**
(土地利用構想、大規模開発事業、事前協議申請書
提出時に課及び部の判断に応じ適宜会議体を開催)



意見②－１：交通影響の範囲とかは個別の話で通常はないものなので、書き方は【事業の性質に応じて個別に定める】のほうがよいのではないか。条文に書くには個別すぎるのではないか。（小泉委員）

変更点 ⇒ **日野市まちづくり条例に位置づけし、詳細に施行規則**の改定で対応
日野市まちづくり条例 第85条 6 項 改定
日野市まちづくり条例施行規則 第79条関係（土地利用構想等の周知）の改定

日野市まちづくり条例

旧	新
第85条関係（土地利用構想の公開等）	第85条関係（土地利用構想の公開等）
6 大規模開発事業者は、第4項の規定による説明会の開催を予定する日の7日前までに、規則で定めるところにより、説明会の開催について周知をしなければならない。その際、周辺住民等には、規則で定めるところにより、特に周知を徹底しなければならない。	法務担当と調整中

日野市まちづくり条例施行規則

旧	新
第79条関係（土地利用構想等の周知）	第79条関係（土地利用構想等の周知）
4 条例第85条第6項前段に規定する周知の方法は、土地利用構想広告板に説明会の日時、場所を記載することによる。	法務担当と調整中
5 条例第85条第6項後段に規定する特別の周知の方法は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 説明会案内資料投函 (2) 説明会案内資料郵送等 (3) その他市長が認めるもの	
なし	第〇〇条関係（開発事業等協議会の開催）
	法務担当と調整中

■ 共創のまちづくりに関する意見

1) 新しい制度（産官学の新しいもの）を何か作ったほうがいい。（小泉委員）

- 日野市まちづくりマスタープランにも記述している「共創のまちづくり」については、企画経営課と協議しながら進めている。現在、日野市における官民連携の制度としては、企画部において「価値共創ポータル（平成25年制度開始）」がある。
- これまでの制度面における課題や改善点を踏まえた上で、まちづくり条例に、どのように盛り込むべきか検討している。

既存の価値共創ポータルの制度
民間事業者からの提案・協定

あいおいニッセイ同和損害保険、リビタ、ヘルシーフード、大塚製薬株式会社、GEヘルスケアジャパン、イオン、多摩信用金庫 等

主な課題

1. 市内外の事業者への制度周知が不十分。
2. いくつかの協定の実現によって、社会実証的な取り組みを行うことは出来たが、その成果による持続的な取り組みには結びついていない。
3. まちづくり条例による市民主体のまちづくりは、協議会及び計画の認定までに時間を要し、スピード感のある支援が出来ていない。同時に「地区まちづくり」や「テーマ型まちづくり」の認定数を増やすことが難しい。

【()内はまちづくり計画認定までの数。重点地区まちづくり:2(1)、地区まちづくり:3(2)、テーマ型まちづくり:1(0)】

4. 複数の民間事業者、市民、市民団体等と市との協定を締結できる仕組み(事業リスクを低減する枠組み) が必要

【主な今後のスケジュール】

令和2年10月12日…**市民まちづくり会議**（日野市まちづくり条例の改正方針について）

令和2年12月 4日（本日）…**市民まちづくり会議**（市民まちづくり会議の意見に対する検討）

令和3年 1月～3月…パブコメ素案作成

令和3年 3月…**市民まちづくり会議**（パブコメ案の報告）

令和3年 4月…パブコメ実施

令和3年 5月…**市民まちづくり会議**（パブコメ結果の報告・諮問）

令和3年 6月…日野市都市計画審議会

令和3年 9月…**議会議決**

令和3年10月1日…公布

令和4年 4月1日…施行